

桜井市教育委員会告示 第15号

公 告

纏向遺跡史跡整備基本設計業務について、公募型プロポーザル方式による業者選考を実施するため、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により、公告する。

令和8年6月18日

桜井市教育委員会

公募型プロポーザル方式の詳細は、「纏向遺跡史跡整備基本設計業務委託にかかる公募型プロポーザル実施要領」によるものとする。

1 書類及び様式等の入手方法

実施要領、仕様書、提出書類の様式などの必要書類については、桜井市ホームページの「事業者向け→入札契約など→入札情報(その他入札など)内、本プロポーザル実施に関するページ内からダウンロードすること。

2 提出及び問い合わせ先

〒633-0001

奈良県桜井市大字三輪 686 芝運動公園内

桜井市纏向学研究センター

桜井市教育委員会文化財課調査研究係

電話/FAX:0744-45-0590